

受診者様へ

令和5年9月1日
一般財団法人順天厚生事業団

診療情報提供書の発行について

令和5年9月より、当財団の施設および巡回にて健康診断を受診された皆様の健診結果において精密検査等、早急な専門医療機関での受診が必要と判定された方を対象に、診療情報提供書を健康診断結果票に同封してお渡ししております。同封の診療情報提供書をご持参の上、専門医療機関をご受診ください。これら提供書発行に係る費用は一切かかりません。（受診に関する費用は自己負担となります。）なお、健康診断結果の判定に基づき発行していることから、治療中の方などご不要な方にもお送りすることがありますことをご了承ください。

また、受診された健康診断が労働安全衛生法に基づく場合、事業者は従業員の健康を把握する義務があり、事業場における適切な措置や治療に対する配慮を行う必要がありますので、受診されましたら、事業者へもご報告いただくことをお勧めいたします。主治医から症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記した書面など受け取りましたら、事業者にご提出ください。精密検査の結果につきましては、当事業団における事後指導のための受診状況の把握と健診事業の精度向上のため、受診された医療機関から当事業団宛にご報告いただき、疫学的データとして活用し一定期間の厳重な保管後、適切に廃棄いたします。受診機関から当事業団への情報提供に同意出来ない場合は、その旨受診機関にお申し出ください。